

第 4 回

総会議事録

日 時 令和2年10月13日（火）13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和2年7月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	
出	6	丹野 都弘	第3ブロック長
出	7	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	8	草苺 典美	運営委員
出	9	丸子 宏	編集委員
出	10	長澤 弘	農政委員会委員長、運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	編集委員
出	15	新関 さとみ	編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会副委員長、運営委員
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	運営委員
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	第1ブロック長、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第4回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議 第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議 第 19 号 農用地利用集積計画について

議 第 20 号 農用地利用配分計画案について

議 第 21 号 山形農業振興地域整備計画の変更について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第 4 条届出書の受理について

(3) 農地法第 5 条届出書の受理について

(4) 農地改良届出書の受理について

(5) 農地改良完了報告書の受理について

(6) 農地法第 5 条の規定による許可について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和2年11月13日（金）

次回の委員調査について 令和2年11月11日（水）

7 その他

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて

8 閉 会

第4回総会議事録

(令和2年10月13日(火) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 24名

欠席委員 0名

開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数24名、欠席者はありません。出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>議長は、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はございません。</p> <p>それでは、会長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、16番 金子 祐一 委員、17番 工藤 篤 委員にお願いし、書記に小笠原 主幹を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議 第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>2ページの68号から3ページの73号までの6件です。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>68号について、所有権移転による経営拡張です。</p> <p>譲受人は農業をして40年になる方で、現在、1人で農業に従事しております。</p> <p>69号について、所有権移転による経営拡張です。</p> <p>譲受人は農業をして50年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事</p>

しております。現在の経営農地でサクランボを栽培しながら、関連案件となっております、生家の兄が経営する73号案件の農地に定植された果樹の育成管理の実質的な農作業を兄に任されている方です。当該農地は自宅のすぐ近くにあることから野菜を栽培予定で、必要な機械類も保有していることを確認しております。

70号について、規則第17条第2項の規定による下限面積の指定を受けた一体利用農地の買受です。委員調査案件となっております。

71号について、賃借権の設定による経営拡張です。

借人は農業をして35年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。

72号について、賃借権の設定による経営拡張です。

借人は、貸人が代表を務め、平成27年度に設立した花卉栽培と農産物販売を行っている農地所有適格法人で、当該農地を借り受け、花卉栽培を行うものです。

3ページをお願いします。

73号について、使用貸借権の設定による経営拡張です。

借人は、関連案件69号の譲受人で、現在の経営農地でサクランボを栽培しながら、貸人である兄が経営する当該農地に定植されたサクランボ、リンゴ、ラ・フランスの育成管理の実質的な農作業を貸人に任されている状況です。このたび、当該農地を借り受け、経営しようとするもので、必要な機械類も保有していることを確認しております。

以上、調査の結果、事務局説明案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

70号案件について、6番 丹野 委員から報告をお願いします。

丹野 委員

6番 丹野です。

70号案件についてご報告を申し上げます。

申請地については議案書記載のとおりです。

権利の種類ですが、新規就農・所有権移転、施行規則第17条第2項の適用です。

譲受人について、世帯状況は妻と二人暮らしです。

使用目的は、野菜の栽培ということです。

営農状況については、田畑は所有しておりません。

農機具の所有状況ですが、小型耕耘機と草払機を所有しています。

申請地の売買価格ですが■■■■です。この件につきましては、後で説明したいと思います。

この案件につきましては、9月の総会で下限面積の指定の承認を受けた案件であります。譲受人は譲渡人から10年以上前から貸家を借りておりまして、その隣が申請地になります。譲受人は、譲渡人から許可を得て申請地で10年以上前から野菜栽培を行っていたそうです。

議	長	<p>今回、譲渡人の宅地を購入して譲受人が家を新築する計画を立てたところ、宅地を購入してくれるなら申請地は■■■■■譲ると言われ申請に至ったそうです。</p>
議	長	<p>以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。なお、質問等の際には、議席番号と名前を言ったうえで発言をお願いします。</p>
議	長	<p>無いようですのでお諮りします。 議 第16号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>全員異議なしと認め、議第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
事 務 局	長	<p>次に進みます。 議 第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。 なお、議案の中に、鏈水委員と會田委員に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事の参与を控えて下さるようお願いします。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	長	<p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>議 第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。 内容は、6ページの39号から10ページの56号の18件です。</p> <p>6ページの39号から7ページの48号まで、株式会社アグリパークZAOの営農型太陽光発電設備の設置で、平成26年に一時転用の許可後、平成29年に許可の更新をした一時転用の期間が満了になることから、改めて3年以内の一時転用の申請があったものです。</p> <p>また、8ページの49号から51号まで、一般社団法人 山形県グリーンエネルギー協会の営農型太陽光発電設備の設置についても同様に、平成26年の一時転用の許可後、平成29年に許可の更新をした一時転用の期間が満了になることから、改めて3年以内の一時転用の申請があったものです。</p> <p>営農型太陽光発電設備の設置については、許可にあたって、既に設置してある発電設備の下部において、使用貸借権を設定し、カボチャを栽培しておりますが、地域の平均的な単収の8割を確保できるかを確認したうえで判断する必要があります。</p> <p>前回の許可の際には、この点について問題があったため、委員調査と</p>

なりましたが、今年度の報告書で問題ないことを確認しております。

また、発電設備の設置状況についても、平成30年度に株式会社アグリパークZAO、山形県グリーンエネルギー協会の両社が設置状況を精査したうえで事業計画の変更を申請し、事務局でも現場確認のうえ平成31年2月の定例総会で承認後、変更はないことから、職員による聞取りと現場確認を行っております。

11ページをご覧ください。

39号について、場所は切畑で、市立高瀬小学校から南へ約1kmの場所です。今年度の単収は84パーセントとなっております。

12ページをご覧ください。

40号について、場所は39号の東に隣接する場所です。今年度の単収は84パーセントとなっております。

13ページをご覧ください。

41号について、場所は39号の北に近接する場所です。今年度の単収は87パーセントとなっております。

14ページをご覧ください。

42号について、場所は市立高瀬小学校から東へ約200mの場所です。今年度の単収は82パーセントとなっております。

15ページをご覧ください。

43号について、場所はヒルズサンピア山形から南東へ約500mの場所です。今年度の単収は82パーセントとなっております。

16ページをご覧ください。

44号について、場所は43号の南に近接する場所です。今年度の単収は88パーセントとなっております。

17ページをご覧ください。

45号について、場所は蔵王コミュニティセンターから、南東へ約800mの場所です。7月の大雨による浸水被害により、今年度の単収は53パーセントとなりましたが、獣害対策の柵の設置や浸水対策も行っており、今後、地域の平均単収8割を確保できると判断しております。

18ページをご覧ください。

46号について、場所は43号の北に近接する場所です。今年度の単収は52パーセントとなりましたが、43号と同様の対策を行っており同じ判断となっております。

19ページをご覧ください。

47号について、場所はヒルズサンピア山形から南東へ約500mの場所です。今年度の単収は88パーセントとなっております。

20ページをご覧ください。

48号について、場所は47号の南に隣接する場所です。

今年度の単収は88パーセントとなっております。

21ページをご覧ください。

49号について、場所は市立高瀬小学校から南へ約1kmに位置し、41号案件に隣接する場所です。発電設備の下部における今年度の単収は98パーセントとなっております。

22ページをご覧ください。

50号について、場所は蔵王コミュニティセンターから、南東へ約800mの場所です。先に隣接する45号案件でも説明しましたが、7月の大雨による浸水被害があったため、今年度の単収は55パーセントとなりましたが、獣害対策の柵の設置や浸水対策も行っていることから、今後、地域の平均単収8割を確保できると判断しております。

23ページをご覧ください。

51号について、場所は46号の北に近接する場所です。発電設備の下部における今年度の単収は54パーセントとなりましたが、50号と同様の対策を行っており同じ判断となっております。

24ページをご覧ください。

52号について、場所は陣場新田で、市立金井小学校から、北西へ約750mに位置し、1種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建築です。

借人は、現住地に、貸人である両親と同居していますが、子供が生まれたことを機に、住宅を新築したいと考え、生まれ育った当地区にあり、父が所有する当該農地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。

25ページをご覧ください。

53号について、場所は新山で、資材置場の設置です。

委員調査案件となっております。

26ページをご覧ください。

54号について、場所は新山で、ドッグラン・資材置場・作業小屋・残土置き場の設置です。

委員調査案件となっております。

27ページをご覧ください。

55号について、場所は中野で、大郷コミュニティセンターから西へ約150mに位置し、1種農地及び2種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建築です。

借人は、現在、市内の共同住宅に親子3人で生活しておりますが、手狭となったことから、住宅を新築したいと考え、実家に近く、祖父が所有する、当該農地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。

28ページをご覧ください。

56号について、場所は船町で、市の動物愛護センターから西へ約700mに位置し、2種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建築です。

借人は、現在、市内の共同住宅に親子5人で生活しておりますが、

	<p>共働きであり、親に子供の面倒を見てもらっている状況であることから、子供が小さいうちに、実家の隣に住宅を新築したいと考え、父が所有する、当該農地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 53号案件について、6番 丹野 委員から報告をお願いします。</p>
<p>丹野 委員</p>	<p>6番 丹野です。 53号案件についてご報告を申し上げます。 申請人及び内容については議案書記載のとおりです。 使用目的については、資材置場です。 譲受人は個人事業主として薪の販売を行うとともに、法人との共同事業として杉苗の育苗を行っております。この度、育苗事業を拡大することとなり、薪販売のための保管・作業スペースが手狭になったことから新たな用地が必要になりました。現作業場の隣接地が休耕状態であったことから、所有者に売買の相談をしたところ了承を得られたため申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。 申請地は山形自動車道関沢インターチェンジから西へ約2.3kmの場所に位置しております。土地改良事業未施行地で10ha未滿の小集団農地であることから、2種農地と判断しました。 被害防除対策について、汚水・生活雑排水はなし、雨水は地下浸透、土地改良区区域外です。 土地取得費は、[REDACTED]で、坪当たり [REDACTED] になります。土地造成費は、[REDACTED] です。 また、資材置場ということで、山形市環境課より塀の設置の指示を受けて、設置費が、[REDACTED] になります</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、54号案件について、4番 井上 委員から報告をお願いします。</p>
<p>井上 委員</p>	<p>4番 井上です。 申請人及び内容については議案書記載のとおりです。 転用目的は、資材置場・作業小屋・ドックラン等です。 譲受人は建設業等を営む法人です。事業拡張に伴い、現作業場敷地では手狭になったことから資材置場等を確保するため、また、敷地内で営むペット同伴可のカフェで活用するドックランを設置するため、近隣で用地を探していたところ、当該地所有者から売却の承諾を得られたことから申請に至りました。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。</p>

	<p>具体的な申請位置ですが、山形市立東沢小学校から南東へ約1.9kmの場所に位置し、土地改良事業未施行地で10ha未満の小集団農地であることから、2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、汚水なし、生活雑排水なし、雨水は地下浸透、土地改良区区域外です。</p> <p>その他、土地取得費は[REDACTED]、坪当たり[REDACTED]、土地造成費は[REDACTED]、作業小屋建築費は[REDACTED]です。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
梅 津 委 員	<p>13番 梅津です。</p> <p>54号案件について、ここに作業小屋を作る際に、市からの許可等は必要なかったのですか。</p>
事 務 局	<p>議案書の右下に「都計外」と書いてありますが、都市計画区域外になりますので開発許可は特に必要がないということになります。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
梅 津 委 員	<p>はい。</p>
工 藤 委 員	<p>17番 工藤です。</p> <p>営農型発電設備ということで、設備下で作付されている品目がカボチャということでした。先程回って来た写真を見るとソバの花が咲いているのもありましたが、品目的にどのような物が作付されているのか詳しく教えていただきたい。</p> <p>また、許可の条件の収量が80%という事でしたが、収量調査はどのように行っているのか教えていただきたい。</p>
事 務 局	<p>申請にあたっては、あくまでもカボチャということですが、当初は、蔵王カボチャの栽培に取り組もうと考えていたようですが、品目上カボチャで差支えないことと、蔵王カボチャの収量が上りにくいということで、通常のカボチャに切替えております。</p> <p>そして収量割合については、実際に収穫した収量をご報告いただいております。また、作業状況も写真で確認させていただいております。</p> <p>ソバが写った写真は自主的にソバも植えてみたという事で、特に申請はいただいております。さらに営農に頑張っているという状況でございます。</p> <p>ソバは今回の申請の判断に必要なものですが、たまたま私どもがお邪魔したところ、ソバを植えていたという話を聞いておりました。今回同行いただいた調査委員の方にも見ていただいている状況でございます。</p>

工藤委員	<p>ます。</p> <p>作物と収量の確認方法については以上でございます。</p> <p>ソーラーシェアリング作物として、最上地方では山菜、置賜地方では水稻を作付しているという事例もあるようです。</p> <p>再生可能エネルギーをもっと増やさなければならないという中で、今後風力発電も増やすという事も言われています。一方で農地を活用したソーラーシェアリングは今後ますます増えてくるような感じがします。</p> <p>それに対して山形市ではどのような見通しを持っているのか、あれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>太陽光発電のエネルギー等の計画については、環境課で所管をしております。農業委員会では、そういった点については把握をしていない状況にあります。</p> <p>当初、営農型太陽光発電のパネルの設置について、こちらの2社ともに農地適格法人を目指しておりましたが、売電収入の方が大きくなってきたという事で一般法人に切り替わっているような状況です。</p> <p>スタートした頃は、非常に収量も上がらず、営農状況についても、私どもから見て、何度も県の方からもご協力いただきながら指導しなければならぬ状況でした。</p> <p>このような形で落ち着いた状況でございまして、この2社以外にも営農型太陽光発電のパネルの設置をしているところもございますが、1箇所についてはソバの栽培をしていたと認識しております。</p> <p>農業委員会では、その都度営農型というところについて、適切に営農できるかという判断をしている状況にとどまっているところでございます。</p>
工藤委員	<p>今後、遊休農地が増えていくという事であれば、その対応としてソーラーシェアリングのような取り組みも選択肢の一つとして考えられるのかなと思っていました。</p> <p>地域でいろいろ情報を探索する場合においても、情報共有してもらったら良いと思いましたので、お聞きしました。</p>
議長	<p>なお、三年ぐらい前に吉野宿のソバを設備の下に作付している箇所と今回の議案書に載っている個所を委員の皆さんと現地調査を行っていろいろ勉強をさせていただいているという事も付け加えさせていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
草苅委員	<p>8番の草刈です。</p> <p>54号案件について、ドッグランその他の施設を作りたいという事です。転用許可にあたっての配慮すべき事項はあるのでしょうか。</p> <p>例えば、周囲に安全柵があればとか、トレーナーの配置がどうなっ</p>

	<p>ているかとか、周辺の隣地に対する許可とか、そういう面で配慮といったものはあるのでしょうか。</p>
井上委員	<p>周辺の方には許可をいただいているそうです。</p> <p>ドッグランということで、一般的に考えると柵をして犬を放し飼いにすると私達も考えておりました。</p> <p>けれども、現在カフェをやっている、そのカフェの中の席はだいたい14席ですが、今後そのカフェの中にも犬を同伴して、いろいろな物を注文できるように、とりあえず中を改装する、というお話でした。</p> <p>また、今のところ、どれくらいの利用者がいるかわからないので、ドッグランに若干の土盛をしまして、さしあたりクローバーを植えてみるということです。そして、同伴する犬にリードをつけて同伴者と一緒にその辺をまわってもらう、というような考えをしているようです。</p> <p>その後、来客数や利用状況を勘案し、必要があれば柵の設置や芝生に張替を行いたいと、そのように申ししておりました。</p>
議長	<p>事務局から補足ございますか。</p>
事務局	<p>今ご報告いただいたとおりですが、ドッグランの利用者の声を聞きながら、柵で囲っていきたいということでございましたが、そもそも県の条例で、小さい犬でなければ放し飼いはできないという事になっております。また、山形市でポイ捨てを禁止する条例がございますが、犬の糞などもあちこちに置いてはいけない、空き缶等と同じ扱いで処分をしなければならないという制限がございますので、ドッグラン利用者の方が責任を持ってやっていただく事になります。</p> <p>今回の聞き取りの中で、リードをつけて利用者責任でという事でしたので、許可で特に問題はないと判断しました。</p>
草薙委員	<p>ドッグランというと南山形地区にも須川沿いに専用のトレーナーがいて大規模なトレーニング施設をイメージするのですが、名称についてご指導いただければと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
新関委員	<p>15番 新関 さとみです。</p> <p>同じく54号案件について、お伺いしたいのですが、譲受人である会社はドッグランの他に具体的にどのような事業を行っているのでしょうか。</p> <p>また、この夏に大曾根地区にもドッグランが併設されたソバ屋ができたのですが、お店の名前がこの会社と似たような名前なので同じ方がやっているのか、お分かりになれば教えていただきたいです。</p>
井上委員	<p>私の方では、同じ経営者がやっているかどうかはわかりません。</p> <p>具体的な会社の事業内容なのですが、古民家と普通の民家の解体・</p>

	<p>リフォーム・建築等を主にやっているそうです。</p>
事務局	<p>事務局から補足です。 カフェについては、カフェという名称で既に小さなスペースがありまして、奥様が経営されているという事です。 ドッグランについても、カフェの利用の仕方に合わせて奥様が管理していると聞いております。</p>
新関委員	<p>結局、大曾根地区のお店の経営者も同じなのか、事務局でもわからないということですか。</p>
事務局	<p>事務局には農地に関する情報しか入ってきませんので、残念ながらそちらの件については把握をしていないところでございます。</p>
新関委員	<p>ドッグランという事とたまたま会社名がリンクしたところで、同じ経営者なのかなと思ったところですが。 この先もどんどん広げて行かれるのかなと心配になったところがございますので、何か情報があれば教えていただければと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
丸子委員	<p>9番 丸子です。 太陽光発電についてですが、三年前に切畑地区の営農型太陽光発電の設置があった時に、法律が変わって施設の周囲に人が入らないようにフェンスを巡らす事が新たに条件として加わったので、現場で設置者と確認した経過があります。 今回、イノシシ対策のためにフェンスを巡らすとなっていますけれど、本来施設の周りにフェンスを巡らす事になっていたのか、それとも営農型の場合には除外されるのか、はっきりわからないのですが、そのあたりはどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>そこまで把握はしていないのですが、平成26年当時から、その条文が入っていたかどうかは、あらためて確認させていただきたいと思いますが、経済産業省の指針があったはずでございます。 それをもって事前に許可を得て売電の契約を結んでいるはずですので、違反状態であれば、そういった契約は継続できないという判断をされると思います。 そういった点で、新たなものについては、特に前回高瀬駅近くに恒久転用による太陽光パネルの設置があった際には人が入らないような柵を設置しているような状況でございました。 今後、新たに設置されるものについては、新たな指針の基に経済産業省から許可が出ると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
丸子委員	<p>三年前に、固定価格買取制度が適用される場合について、周りにフェンスを巡らす事が条件として加わったのです。</p>

	<p>例えばビルの屋上等であれば誰も入ることができないので対象外となるのですが、人が入れるような場所では条件として加わったのです。</p> <p>高圧電力を使うとか何か妨害行為を防ぐためだと思うのですが、三年前に現場で立ち会った時には、そのためフェンスを巡らせると話を聞いた記憶があります。</p> <p>フェンスで囲われていれば、イノシシに対しての防御も可能ですし、イノシシに対する害が有ってと言うことだったので、条件では設置してないのかと思ったところです。</p> <p>営農型については、もしかして例外規定の中に入っているのかな、と思ったところです。そのあたりは、把握していません。</p>
事務局	<p>正式な名称が確認できました。資源エネルギー庁で事業計画策定ガイドラインを定めております。</p> <p>最終確認もこちらの方で行うと思いますので、ご指摘のあった点について、その後どのような対応が必要かについても、事務局で確認して参りたいと思います。よろしくお願いたします</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
丸子委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第 1 7 号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議 第 1 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>
議長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第 1 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2 9 ページをお願いします。</p> <p>議 第 1 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてです。</p> <p>内容は、3 0 ページの 2 4 号から 3 1 ページの 3 3 号までの 1 0 件です。</p> <p>3 0 ページをお願いします。</p> <p>2 4 号について、農地法第 3 条による貸借の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>2 5 号、2 6 号、2 7 号について、農地法第 3 条による貸借の解約で、</p>

	<p>借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付です。</p> <p>28号、29号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で売買です。</p> <p>31ページをお願いします。</p> <p>30号、31号について、農地中間管理事業による利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で売却です。</p> <p>32号について、農地中間管理事業による利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>33号について、残存小作地の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>当案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認しており、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。議 第18号について、受理することに異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p>
	<p>議 第19号 農用地利用集積計画について、上程します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書32ページをお願いします。</p> <p>議 第19号 農用地利用集積計画についてです。</p> <p>このたびは、農地中間管理事業による借入れがありますので、議案は、中間管理機構借り入れと分けて集計しております。</p> <p>はじめに、農地中間管理事業以外の分について、33ページをご覧ください。</p> <p>最初に、利用権設定についてですが、</p> <p>1. 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積は、田が21,826㎡、畑が3,361㎡、樹園地が8,715㎡、合計で33,902㎡です。</p> <p>(2) 作物別設定面積は、稲作が21,826㎡、露地野菜が2,000㎡、果樹が8,715㎡、花卉が1,361㎡です。</p> <p>契約期間別では、3年以上6年未満が7筆で11,515㎡、10年</p>

	<p>以上が11筆で22,387㎡です。</p> <p>内訳につきましては、34ページの66号から35ページの75号の10件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>次に、所有権移転について、33ページに戻っていただいて、右上の2. 所有権移転ですが、田が5,071㎡、畑が1,584㎡、樹園地が2,810㎡、合計で9,465㎡です。</p> <p>内訳については、36ページの7号から12号の6件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業による借入れ分について、37ページをご覧ください。</p> <p>1. 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積は、すべて田で27,187㎡です。</p> <p>(2) 作物別設定面積は、稲作が22,729㎡、麦類が4,458㎡です。</p> <p>契約期間は、10年以上で計8筆、27,187㎡となっております。</p> <p>内訳につきましては、38ページの64号から69号の6件で、内容は記載のとおりで、すべて賃貸借権の設定になります。</p> <p>このたびの農用地利用集積計画の公告日につきましては、令和2年10月26日(月)を予定しております。</p> <p>以上、農用地利用集積計画については適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>	
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。議第19号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第19号 農用地利用集積計画について、原案のとおり意見を決定することに決めます。
議	長	次に進みます。 議第20号 農用地利用配分計画案について、を上程します。 それでは事務局の説明を求めます。
事	務	議案書の39ページをお願いします。
局		議第20号 農用地利用配分計画案についてです。 40ページの農用地利用配分計画案の総括表をご覧ください。 左側の上から、農用地利用配分計画案に係る借受け者数は7経営体、

	<p>配分計画案に係る貸付け者数は6名となっております。</p> <p>地区別の内訳は、表のとおりとなっております。</p> <p>このたび、中間管理事業で貸付ける農地は、5地区で、計8筆、面積が27,187㎡で、中間管理事業の借入れ面積と同面積の貸付となっております。</p> <p>また、右側の〈参考〉について、借受け希望申込者数は204経営体、貸付け希望申込者数は20名となっており、地区別の貸付希望申込み状況は表のとおりです。</p> <p>現在、14名、26,778㎡の農地が現時点で受け手とのマッチングがなされていない状況です。</p> <p>次に41ページの「農用地利用配分計画案」をご覧ください。</p> <p>この配分計画案は、先月4日に山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会にて審議したマッチング案に基づき作成したものです。</p> <p>受け手については、人・農地プランに位置付けられた中心的経営体、円滑化事業からの切り替え、現在の経営農地に近接していることから効率的経営が図れる経営体等を選定している状況です。</p> <p>次に、42ページをご覧ください。</p> <p>受け手変更分の「農用地利用配分計画案」総括表になります。</p> <p>配分計画案に係る借受け者数が1経営体、貸付け者数が1名です。</p> <p>43ページの「配分計画案」をご覧ください。</p> <p>受け手変更のあった農地についてマッチングをしております。</p> <p>変更のあった農地は、金井地区の1筆、1,947㎡です。</p> <p>現在の経営農地に隣接しており効率的経営が図れる経営体に受け手を変更する者です。</p> <p>今後のスケジュールは、県による配分計画の認可が11月下旬の予定で、12月上旬には、機構と受け手との契約が成立することとなります。</p> <p>以上、「農用地利用配分計画案」については、適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>	
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。
		議 第20号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第20号 農用地利用配分計画案について、原案のとおり意見を決定し、市長あて回答することに決めます。
議	長	次に進みます。
		議 第21号 山形農業振興地域整備計画の変更について上程します。それでは事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、議案書44ページをお願いいたします。

議第21号 山形農業振興地域整備計画の変更についてです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求められているものです。

45ページの「軽微な変更」による農用地区域からの除外案件1件、47ページにあります、農用地区域からの除外案件8件です。

はじめに、「軽微な変更」による農用地区域からの除外についてです。

46ページをご覧ください。

1号案件について、計画者は、山形市長で、道の駅「(仮称)蔵王」の整備のための除外です。

場所は表蔵王で、山形県観光物産館南側に位置し、令和2年9月4日付、山形県告示642号で告示された土地収用事業です。

除外面積は9,888.12㎡です。

次に、農用地区域からの除外案件についてです。

48ページをご覧ください。

1号について、場所は北江俣で、除外面積は218.19㎡です。

計画者は、市内の共同住宅に夫婦と子の3人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となっており、子供の小学校入学前に、実家に近く、両親から子育ての協力が得られる場所に農家分家住宅を計画するものです。

49ページをご覧ください。

2号について、場所は蔵王南成沢で、除外面積は2,880㎡です。

計画者は、現在、幼稚園を経営しており、令和4年4月の開園をめぐりに認定こども園への移行を計画しております。

認定こども園として、子供たちのスペース等を確保し整備する必要があることから、園舎の新築を計画したものの、現在の園舎は老朽化しており、現在の敷地内で、児童の保育・教育の場所を確保しながら現在地での建て替えが困難なことから、当該地に、幼稚園舎の新築を計画するものです。

50ページをご覧ください。

3号について、場所は青柳で、除外面積は654.36㎡です。

計画者は、保育園を経営しておりますが、駐車場が不足しており、保護者による園児の送迎時の安全確保の課題もあることから、当該地に、駐車場等の造成を計画するものです。

51ページをご覧ください。

4号について、場所は柏倉で、除外面積は1,961.83㎡です。

計画者は、コンビニエンスストアを展開する企業です。当地域の近隣には小売店舗が殆どなく、少子高齢化が進む中、コンビニエンスストア等の需要が期待されており、且つ、計画地に面する国道は交通量

が多く休憩施設の需要も高いエリアであることから、当該地に、大型車を含む駐車スペースを確保し、店舗内にイートインスペースを設けたドライブイン型のコンビニエンスストアを計画するものです。

52ページをご覧ください。

5号について、場所は柏倉で、市立西山形小学校から西へ約100mに位置し、除外面積は426㎡です。

計画者は、夫婦と子の3人で市内の集合住宅を借りて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となっており、子供の小学校入学前に、実家に近く、両親から子育ての協力が得られる場所に農家分家住宅を計画するものです。

53ページをご覧ください。

6号について、場所は七浦で、除外面積は783㎡です。

計画者は、一般自動車運送業を経営しており、昨年、一般貨物運送業の認可を受けて、小型トラック5台を導入し経営拡大を図る計画ですが、本社の駐車スペースが不足している状況です。

事業効率を考え、本社近くに駐車スペースを確保する必要があることから、本社に隣接する当計画地に駐車場用地を計画するものです。

54ページをご覧ください。

7号について、場所は十文字で、除外面積は405.92㎡です。

計画者は、市内の共同住宅に夫婦別々に生活しておりますが、現在、妻が出産を控えていることから、今後、親子で生活するにあたり、妻の実家に近く、両親から育児の協力が得られる場所に農家分家住宅を計画するものです。

55ページをご覧ください。

8号について、場所は鮎洗で、除外面積は299㎡です。

計画者は、自動車整備、販売等を行っておりますが、現在の工場敷地が狭く来客時の敷地への出入りに支障が出ており、隣家においても見通しが悪く危険を感じる状況であることから、工場の近くにある当計画場所に整備車両置場および来客用駐車場を計画するものです。

以上、山形農業振興地域整備計画の変更については、妥当であると判断した次第です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。

議長 無いようですのでお諮りします。議第21号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、議第21号 山形農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり意見を決定し、市長あて回答することに決めます。

議 長	次に、報告事項に入ります。 報告事項の（１）から（６）まで、事務局から報告願います。
事 務 局	<p>続きまして、報告事項について説明いたします。 ５６ページをお願いします。</p> <p>報告事項（１）、農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理につきましては、５７ページの７２号から５８ページの７７号まで６件を受理しております。</p> <p>次に、５９ページをお願いします。</p> <p>報告事項（２）、農地法第４条届出書の受理につきましては、６０ページの９号から１２号まで４件を受理しております。</p> <p>次に、６１ページをお願いします。</p> <p>報告事項（３）、農地法第５条届出書の受理につきましては、６２ページの２９号から３３号まで５件を受理しております。</p> <p>次に、６３ページをお願いします。</p> <p>報告事項（４）、農地改良届出書の受理につきましては、６４ページの１０号から１２号まで３件を受理しております。</p> <p>次に、６５ページをお願いします。</p> <p>報告事項（５）、農地改良完了報告書の受理につきましては、６６ページの１３号、１件を受理しております。</p> <p>次に、６７ページをお願いします。</p> <p>報告事項（６）、農地法第５条の規定による許可につきましては、６８ページの１４号と３５号、２件について許可書を交付しております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>次回の定例総会は、１１月１３日金曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、１１月１１日水曜日の予定です。 調査委員については、５番 今野 委員、８番 草苺 委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、７のその他ですが、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて」事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>お手元にお配りした「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直し」の資料をご覧くださいと思います。</p> <p>（配布資料に基づき説明）</p> <p>私からの説明は以上になりますが、次回の総会までに内容を確認い</p>

	<p>いたうえ、11月総会にて、改めて内容を検討いただき、12月の総会にて決定いただく運びとなります。</p> <p>なお、指針の見直しにあたっては、推進委員から意見を聴くこととされておりますが、先日、推進委員代表者会議を開催し、11月2日（月）に「推進委員の研修会」を開催することとなりましたので、研修会の場で推進委員の皆様指針（案）をお渡しし、意見を伺うとともに、11月の定例総会に推進委員の代表の方からも出席いただき、ご意見をいただく予定です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
工藤委員	<p>17番 工藤です。</p> <p>担い手関係の部分ですが、山形市の農政課の枠の中でも担い手の方の施策を組まれていると思いますが、整合とかリンク付けの部分を確認させていただきたいと思ったので、農政課サイドの資料もいただきたいと思っていますので、後ほどよろしくお願ひしたいと思っています。</p>
事務局	<p>わかりました。農業振興基本計画の資料がありますので、そちらを準備させていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p>
草薙委員	<p>8番 草薙です。</p> <p>3ページ下から三行目の簡易な農業基盤整備事業の活用ですが、これからの土地改良事業で農地の集約を図る時にかなり有力な方法かなと思います。ちょうど村山市名取の中田地区でこの事業を行っていると思うのです。</p> <p>内陸一箇所と庄内一箇所がモデル地区で現在施工中なのですが、地元負担が10.25%だったと思います。その地元負担を軽減させる方法として、中間管理事業に集約した面積に応じて、ソフト事業で国から補助されるという手法をとっています。ハードは10.25%の負担はあるのですが、これについては削除する前に制度を調べていただけないでしょうか。</p>
事務局	<p>制度と活用事例という事でよろしいですか。</p>
草薙委員	<p>この事業によって、10haぐらいで事業費が1億円程の比較的小規模の土地改良事業を行おうというのが、国の方針なのです。制度を調べてみてください。</p>
議 長	<p>あくまでも集積・集約が第一条件になるという事ですよ。</p>
草薙委員	<p>その度合いによって、補助するという事です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>

事務局	わかりました。
議長	他にございますか。
議長	<p>それでは、12月に指針決定という事で、まだ時間がありますので、いろいろ調査をしていただいてご意見をいただければと思います。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、来月に協議をする事になりますので、指針の検証・見直しに関する資料と指針の案の内容を確認していただいて、次回の総会に臨んでいただきたいと思います。</p>
議長	他に皆さんからございませんでしょうか。
草薙委員	議案の修正をお願いしたいのですが、農地法3条の3ページの地区名が明治となっています。
事務局	大変失礼いたしました。高瀬地区に訂正していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。
議長	他にお気づきの点・ご意見ございませんでしょうか。
議長	<p>何もなければ、これで第4回総会を終了します。お疲れ様でした。</p> <p>(閉会午後3時5分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議長

.....

議事録署名委員

.....

議事録署名委員

.....